

報道機関各位

箕輪町新型コロナウイルス感染症対策モデル事業飲食店応援事業者補助金について

第4波以降も続く新型コロナウイルス感染症の拡大と上伊那地域での感染症の拡大と上伊那地域での感染者の急激な増加に伴う県の「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の発出による休業要請又は営業時間の短縮要請等の影響で、町内飲食店の経営状況は非常に厳しい局面にあります。

この危機的状況にある飲食店を支援するため、町内企業が行う飲食店を応援する取組みに対し、その事業費の一部を補助することで、飲食店と町内企業の継続的な相互協力につなげたい。

詳細は、別添のとおり。

添付資料 有 無



箕輪町 商工観光推進室 商工係
(室長) 小林 剛史 (担当) 丸山 敦
電話：0265-96-8300
FAX：0265-96-8301
E-mail：sangyou@town.minowa.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対策モデル事業

飲食店応援事業者補助金

一 事業概要 一

第4波以降も続く新型コロナウイルス感染症の拡大と上伊那地域での感染者の急激な増加に伴う県の「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の発出による休業要請又は営業時間の短縮要請等の影響で、町内飲食店の経営状況は非常に厳しい局面にあります。

この危機的状況にある飲食店を支援するため、町内企業が行う飲食店を応援する取組みに対し、その事業費の一部を補助することで、飲食店と町内企業の継続的な相互協力につなげることを目的とします。

1 補助対象者

町内に事業所、事務所を置く事業者（個人事業主を含む）

ただし、次に該当する者は除く。

- ① 飲食事業者及び飲食店取引事業者
- ② 箕輪町暴力団排除条例に規定する暴力団員
- ③ 町税等を滞納している者
- ④ 新型コロナウイルス感染症防止対策を行っていない者

2 補助対象要件

事業所内において、箕輪町内の複数の飲食店等によるテイクアウト等の販売機会を設け、従業員に対する斡旋販売、費用助成等を実施し、町内飲食店等を応援すること。

ただし、販売機会を設けるにあたっては、事前に箕輪町商工会へ参加登録を行った町内飲食店等へ幅広く呼びかけて事業計画し、町へ補助申請手続きの後、交付決定日以降に実施する取組を対象とする。

3 補助内容・金額

補助対象内容	補助率	補助額
新型コロナウイルス感染症拡大による利用客の急激な減少に伴う危機的状況に際して、下記の <u>町内飲食店の売上に貢献する取組み等を行う事業者に対し、その事業費の一部を補助</u> する。 ① 事業所内でのテイクアウトマルシェ、テイクアウトマーケット等の開催に要する費用 ② 従業員に対するお弁当、お惣菜の斡旋販売、注文販売に要する費用 ③ 従業員に対する①、②に関する費用助成（ <u>上限 1/2</u> ）に要する費用 ※申請書にその取組み内容等を記載し事業計画を添付する。また実績報告書には、事業実績とともに収支実績（証拠書類必要）の添付を必須とする。なお、申請は2回までとし、通算助成額は右記を上限とする。	<u>事業費の 1/2</u>	<u>上限 50万円</u>

4 申請期間

令和3年7月1日（木）から令和3年11月30日（火）まで（実施含む）

問い合わせ先：箕輪町役場 商工観光推進室 商工係（産業支援センターみのわ内）
TEL 0265-96-8300 FAX 0265-96-8301